立ち読みコーナー http://www.lotus21.co.jp/ta





- ● 減価償却の償却方法、
- ● IFRSでも定率法の適用を再確認
- IASBスタッフの見解、日本企業等の誤解を打ち消す

際会計基準においても、減価償却の 償却方法として定率法も認められる ことが明確化された。そもそも国際会計基 準では、定額法だけでなく、定率法も認め ているが、一部の監査法人などの見解な ど、国際会計基準では定率法が認められな いといった誤解が広まっていた。このた め、日本からの働きかけもあり、今回、国 際会計基準審議会(IASB)のスタッフが ホームページ上に減価償却制度に関する見 解を改めて明らかにしたものである。

IASBに対して取扱いの明確化を求める

すでに2010年3月期から任意適用がスタートしている国際会計基準だが、適用の際に問題とされていたのが減価償却の償却方法だ。そもそも国際会計基準では、定額法だけでなく、定率法も認めているが(IAS第16号(有形固定資産)62項)、一部監査法人から定額法が望ましいといった見解が示されるなどしたため、多くの企業が定率法から定額法への会計処理の変更が追られるのではないかとの疑念が生じていた。

金融庁では、4月23日に公表した「IFRS に関する誤解」において、「IFRSになると、有形固定資産の償却方法は、定率法は全く使えなくなり、見直しが必要」というのは誤解であり、「定率法と定額法との間に優劣はない」と誤解を打ち消す文書を出していた。ただ、企業側の疑念を払拭するまで

には至らず、日本側からIASBに対して、減価償却制度の取扱いの明確化を求めていた。

定額法が優先されるわけではない

今回のIASBスタッフの見解によれば、たとえば、減価償却の償却方法については、「資産の将来の経済的便益が企業によって費消されると予測されるパターンを反映されるもの」であれば、定率法も認められるとし、定額法が他の方法よりも優先されるわけではないとしている。

残存価額1円までの償却もOK

国際会計基準では、残存価額の見積りに 関しては、毎期見直すことが求められてい る。この点については、経営者の判断が必 要であるとしたが、航空機のような資産は 別として、多くの資産については見直す必 要はないとしている。また、耐用年数終了 後、陳腐化している資産については、残存 価額1円まで償却することもできるとして いる。そのほか、国際会計基準では、固定 資産の構成要素ごとに個別に減価償却する ことを求めている。この点、判断が必要で あるが、影響が重要でなければ、構成要素 ごとに減価償却する意味は乏しいとしてい る。ただし、たとえば、建物のエレベー ターやエアコンなどは建物よりも耐用年数 が短いため、個別に減価償却が必要になる としている。